

えひめ発の地方創生実現に向けた提言2021

～ 実効性のある地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための地方分権・規制改革 ～



こみきちゃん

令和3年6月

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん

ダークみきちゃん

目次

はじめに	1
提言項目一覧	2
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて	
(1) 地方創生の取組みを加速させるために	3
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し	7
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和	8
(4) 新たな行政体制のあり方検討	9
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために	
(1) 産業力の強化と成長産業の育成	10
(2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保	12
(3) 移住・定住の促進	13
(4) にぎわいの創出による交流人口の拡大	14
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生き育てるために	
(1) 子ども・子育て支援の充実	17
(2) 子どもや親子に安心な環境の整備	18
4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために	
(1) 安心できる環境の整備	22

はじめに

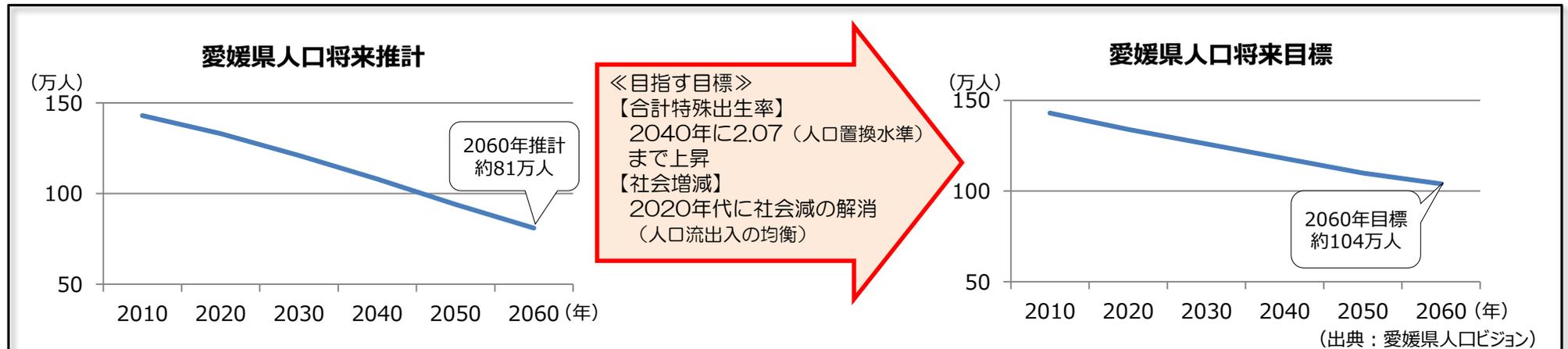
愛媛県では、「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた「第2期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策に取り組んでいますが、これらの取組みを効果的に推進し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためには、国と地方が協働し、同じベクトルで地方創生に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある地方創生の具体的取組みを行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「地方創生実現に向けた提言」として取りまとめたものです。

本提言が、今後の人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、地方創生の取組みを加速させるものとなることを期待します。

令和3年6月

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、下記の3つの目標と具体的施策を示すことで、県内人口の自然減の歯止め、社会減の是正の着実な推進を図る。

第2期愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本目標 1】

地域に働く場所をつくる・人を呼び込む

- (1) 産業力の強化と成長産業の育成
- (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保
- (3) 移住・定住の促進
- (4) にぎわいの創出による交流人口の拡大

【基本目標 2】

出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる

- (1) 若い世代の自立と出会いの支援
- (2) 子ども・子育て支援の充実
- (3) 子どもや親子に安心な環境の整備
- (4) 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 3】

元気で持続可能な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

- (1) 安心できる環境の整備
- (2) 心豊かに暮らせる地域づくり
- (3) 地域連携による協働のきずなづくり
- (4) 地域を支える担い手の確保

えひめ発の地方創生実現に向けた提言 項目一覧

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて			3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために		
(1) 地方創生の取組みを加速させるために			(1) 子ども・子育て支援の充実		
提言 1	地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大	P3	提言 18	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置	P17
提言 2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し				
提言 3	デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に係る総合的な支援の充実と基盤整備の促進	P4	(2) 子どもや親子に安心な環境の整備		
提言 4	企業におけるDX推進に向けたローカル5Gの活用及びデジタル人材の確保・育成	P5	提言 19	学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実と補助単価の引上げ	P18
提言 5	最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援	P6	提言 20	教員の業務負担軽減に関する支援	P19
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し			提言 21	教育の情報化の促進に関する支援	P20
提言 6	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	P7	提言 22	きめ細かな不登校対策等に関する支援	P21
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和			提言 23	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	
提言 7	外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加	P8	4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために		
提言 8	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費の取扱いの見直し				
(4) 新たな行政体制のあり方検討			(1) 安心できる環境の整備		
提言 9	国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討	P9	提言 24	～西日本豪雨災害を踏まえて①～被災者生活再建支援制度の適用拡大	P22
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために			提言 25	～西日本豪雨災害を踏まえて②～店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化	
(1) 産業力の強化と成長産業の育成			提言 26	～西日本豪雨災害を踏まえて③～防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充	P23
提言 10	指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ	P10	提言 27	離島航路に係る対象航路の拡大	P24
提言 11	高機能素材を活用した産業創出への支援				
提言 12	海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化	P11	提言 28	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善	
(2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保			提言 29	災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設	P25
提言 13	企業の地方移転の促進に向けた対策の強化	P12	提言 30	地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止	P26
(3) 移住・定住の促進			提言 31	届出による救急医療病床の設置	
提言 14	移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化	P13	提言 32	発達障がい早期支援体制の充実	
(4) にぎわいの創出による交流人口の拡大			提言 33	外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和	P27
提言 15	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一	P14	提言 34	原発の円滑な廃炉に向けた各種措置	P28
提言 16	地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の推進に対する支援	P15	提言 35	資源循環の促進に向けた取組の強化	P29
提言 17	中小企業における障がい者アスリートの雇用促進	P16	提言 36	複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可	P30
			提言 37	土砂等の埋立て等に係る法制度の整備	P31
			提言 38	土壌汚染対策法に基づく届出提出書類の見直し	

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組みを加速させるために

提言 1 地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大 【内閣府】

現状

- ・ 国が直接執行する事業の運用改善や補助制度が現場の実情と乖離していることを受けた補助率等の見直しについては、提案募集の対象外となっている。
- ・ 過去に提案した案件のうち、国が対応しなかった場合でも、前回とは異なる新たな支障事例がない限り検討の対象外となっている。

提言

- ・ 募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改正の余地のあるものについては、現に具体的支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。
- ・ 過去に提案した案件であっても、複数の地方公共団体から提案があった場合や社会情勢の変化により課題が明確になった場合については、新たな課題として改めて検討の対象とするなど、実効性のある運用に向けて提案の内容を拡充すること。

効果

- ・ 自治体の事務か否かを問わず、現場を知る自治体が改善提案を行い、関係省庁が真摯に検討を進めるよう改善することで、地方が抱える課題の解消につながるとともに、地方創生の取組みを加速できる。

提言 2 地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し 【内閣府】

現状

- ・ 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の予算措置や同交付金の地方負担分に係る地方財政措置をはじめとした所要財源はこれまで確保されてきたが、今後も同等以上の財源が継続的に確保されなければ、地方自治体における総合戦略に沿った計画的な事業推進に支障が生じる。
- ・ 国において、未来技術を活用した地方の取組みを支援するため地方創生推進交付金に新設されたSociety5.0タイプは、交付金対象事業の開始前までに一部でも技術実証・実証実験を行っている必要があり、これから地方で独自に未来技術を活用した取組みを開始するような芽出しの事業では活用が難しいため、地方での未来技術の活用促進につながらないおそれがある。

提言

- ・ 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。
- ・ 令和2年度当初予算から地方創生推進交付金に新設されたSociety5.0タイプにおいて、交付金対象事業の開始前までに一部でも技術実証・実証実験を行っている必要がある旨の要件を緩和すること。

効果

- ・ 必要な財源を確保することで、県内各自治体が総合戦略を引き続き強力で推進し、地方創生への波及効果をさらに拡大させることができる。
- ・ 交付金の要件が緩和されることで、これから地方で独自に未来技術を活用した取組みを開始するような芽出しの事業での活用が可能となるため、全国各地で未来技術を活用した取組みが積極的に展開されることにより地域課題の解決を図ることができるとともに、国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で目標に掲げる「地域におけるSociety5.0の推進」につながる。

現状

- デジタル技術の活用による地域課題の解決が地方創生の鍵となる中、コロナ禍への対応も踏まえた社会全体のDX推進が急務となっており、地方においても、CDO（最高デジタル責任者）の設置をはじめとする推進体制の構築とともに、高度な知見等を有する外部デジタル人材の活用が不可欠である。
- 国、地方ともに外部人材の活用が加速する中、地方の実情に即した人材を独自に適宜確保することは容易でなく、都市部に集中するデジタル人材を地方において確実に確保し、必要とする期間にわたり活用できる効果的な仕組みとして「人材バンク」の構築が必要であるとともに、地元の人材をデジタル人材へと成長させるための人材育成も喫緊の課題となっている。
- デジタル技術により住民生活の質の向上を図るためには、効果的な活用を支える情報通信基盤が必要であるが、本県の光ファイバ整備率は98.2%（令和2年3月末現在）にとどまり、離島や山間部など不採算地域での整備が課題となっているなど、条件不利地域を多く擁する地方において、都市部との整備格差が生じており、5G基地局整備においても同様の懸念が危惧される。
- ローカル5Gについては、柔軟な整備により地域経済の活性化につながることを期待されているが、高額な導入経費が負担となっていることから、活用促進に向けては更なる財政支援が必要である。

提言

- 地方創生の実現に向けたデジタル人材の確保などDX推進の総合的・恒常的な支援の充実を図ること。
- 都市部と格差の生じない情報通信基盤の整備促進を図ること。

効果

- DXの推進を通じた地域課題の解決による持続可能な地域社会の実現につながる。
- 地方での新たな市場創出等を通じた地域経済の活性化が図られる。

現状

- コロナ禍が企業経営に深刻な影響を及ぼす中、テレワークやECなどデジタル化に取り組む動きが中小企業等にも拡大しており、その基盤となる第5世代移動通信システム（5G）への期待も高まっている。
- 5Gについては、令和2年3月の商用サービス開始以来、携帯電話事業者による基地局の整備が進んでいるものの、サービスの提供エリアは限定的となっている。今後、地方の企業においてDXを推進していくためには、個別にネットワークを構築・利用できる「ローカル5G」の活用が重要となるが、システム構築費用が高額となるため、中小企業では導入が進んでおらず、国の支援も殆どない状況にある。
- 令和2年度情報通信白書によると、5Gに関心がある企業は全体の約67%だったが、企業規模でみると、中小企業では約51%と関心が低い状況にある。また、中小企業がDXを推進する上でのハードルとして「専門人材」「コスト負担」「効果」があるが、特に社内でデジタル化を進めることができる人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

提言

- デジタルシフトに適切に対処できるよう、中小企業等に対するローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。また、ローカル5Gの導入は、多くの企業が持つ共通の課題解決にも繋がることから、技術的支援を拡充し、横展開の支援を促進すること。
- 国において、地方の中小企業等でデジタル化を進めることができる高度な人材の育成を図るとともに、デジタル実装を図り、生産性を向上させるために、意欲的な中小企業等が取り組む人材の確保や育成等を後押しする施策への支援を充実すること。
- 都市部や大企業の意欲あるデジタル人材が、その専門性を発揮して地方の中小企業等でデジタル化に取り組むことができ、また企業側も業種や経営状況に応じて専門人材を容易に確保できるよう、新たな「人材バンク」の構築やデジタル人材派遣制度の拡充を図ること。

効果

- ローカル5Gを活用したスマートファクトリー化により、中小企業の生産現場における品質検査や工程管理の自動化等の課題が解決され、生産性が向上。また、成功事例を創出・横展開していくことで、地域経済の活性化につながることも期待される。
- 機器等をローカル5Gを用いてネットワーク化することで、作業効率が増すとともに、人材育成にも活用することで、人材が不足する中小企業の生産現場の効率化に寄与できる。
- 5Gをはじめとするデジタル技術を活用しながら、企業においてDXを推進していくことで、生産性や付加価値の向上など経営課題の解決を通じて、地域経済の活性化を図ることができる。

提言 5

最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援 【総務省】

現状

- 愛媛県では「行政改革に終わりなし」の認識の下、様々な改革に取り組んでおり、近年、急速に進化しているIT分野においても、AIを活用した会議録の作成支援やテレワークなどを導入しているほか、令和元年度は、県民からの問い合わせに24時間365日対応可能なAIを活用した窓口応答システムやRPA導入へ向けた実証実験を行った。
- また、昨年度は、新型コロナへの対応として、テレワーク端末やweb会議システムの増強のほか、市町共同で、最新IT技術等を活用した業務改革の手法の検討、前年度に実証したAIを活用した窓口応答システムの本格導入、ICT技術を活用した保存文書のペーパーレス化の導入実証に取り組むなど、最新IT技術を積極的に活用した行政運営の更なる効率化のステップアップに努めたところ。
- しかしながら、地域特有の現場目線でのIT活用を進めていくには、導入経費の負担が大きいため、特に財政基盤の弱い小規模自治体が、この流れから取り残されてしまう恐れがあるほか、各自治体に共通する事務のIT化などは、自治体が各々に取り組むのは非効率となるケースもあり得る。

提言

- デジタルによる行政の進化を実現するため、自治体間格差が生じないような財源支援策を講じるとともに、モデル事業の拡充による優良事例の発掘・横展開の推進を図ること。

効果

- 行政運営の効率化が実現し、自治体が地方創生に資する取組みに注力できる。
- 職員の働き方改革に資する。

(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し

提言 6

自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し

【総務省・国土交通省】

現状

- ローンで自動車を購入した場合、所有者はローン会社等となるが、完済後も所有権の移転登録がなされないケースがあるため、使用者が自動車税を滞納した場合、当該滞納に係る自動車に対して差押えができない。
- 自動車税の滞納繰越件数は全体の約7割を占めており、迅速な徴収手続が求められている。

提言

- ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。

効果

- 自動車税という地方税の貴重な財源を確保できるとともに、徴収事務の負担軽減・迅速化が図られ、税の公平性が保たれる。

(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和

提言 7

外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加 【法務省・林野庁】

現状

- ・ 林業・木材産業の担い手が不足する中、外国人技能実習制度については、農林水産業のうち林業のみが、技能実習2号の対象とされておらず、また、関連産業である木材産業においても同様であり、1年での帰国を余儀なくされている。
- ・ 国の補助事業「緑の雇用」新規就業者育成推進事業においても、技術を習得するのに3年かかるとされており、また、木材産業についても加工技術が高度化する中、1年間での実習は困難であることから、林業・木材産業を技能実習2号職種に追加し、十分な研修を行うことが望ましい。

提言

- ・ 日本の優れた林業や木材加工技術を諸外国に普及し、産業活性化や環境保全等の国際貢献を図るため、外国人技能実習制度の2号職種へ林業・木材産業を追加すること。

効果

- ・ 日本の優れた林業技術、高性能林業機械を使用した搬出や、コンテナ苗での緑化技術を実習することにより国際貢献と世界レベルでの環境保全が図られるほか、優れた労働安全対策（リスクアセスメント等安全対策や安全用具の使用）を学習することにより、罹災率の低下が図られ、人材の保全に寄与する。
- ・ また、日本における高度な木材加工技術を普及することは、木材需要の拡大による諸外国の経済発展に寄与する。
- ・ 加えて、外国人材の活用による、労働力の確保に寄与する。

提言 8

幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費の取扱いの見直し 【内閣府・厚生労働省・文部科学省】

現状

- ・ 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担されるにも関わらず、児童養護施設入所者については施設長が「保護者」として整理されるため、副食費の免除に係る多子世帯の判定が必要なところ、長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なったりする等の理由により、判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。また、幼稚園においても、給食費の徴収が複雑となり負担となっている。

提言

- ・ 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直すこと。

効果

- ・ 多子判定に係る市町の事務負担や、幼稚園での給食費の徴収に係る負担が軽減される。

(4) 新たな行政体制のあり方検討

提言 9

国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討

【内閣府・総務省】

現状

- これまでの地方分権改革では、住民に最も身近な存在である基礎的自治体重視の立場から、国と地方の役割分担の明確化や地方への権限、財源の大胆な移譲や規制緩和を国に対し求めてきたところ。
- しかしながら、東日本大震災では、行政機関や職員自体が被災したことにより自治体機能が停止したほか、今般の新型コロナウイルス感染症においては、広域的かつ専門的な能力が求められるなど、これらの国家的リスクに対しては、一地方自治体の取組みでは限界があることに加え、都道府県の枠組みを越えた広域の課題となっている。
- また、内閣府に設置された地方制度調査会では、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、必要な地方行政体制のあり方について検討が行われたが、さらなる具体的な検討、制度化が望まれる。
- こうした状況を踏まえ、現在の国、都道府県、市町村の権限のあり方を今一度再定義し、新たな役割分担のもとで、それぞれの権限を検討することが必要ではないかと考える。
- ついては、これまで地方分権改革で進めてきた、国から地方への事務権限の移譲という一方向のみならず、地域の枠を越えた広域的な連携や国による統一的な事務の執行も視野に入れた、新たな行政体制の構築が求められている。

提言

- 急速に進む人口減少、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、未曾有の事態に対応するため、国、都道府県、市町村の権限のあり方を再定義し、新たな役割分担に基づいた行政体制の構築を検討すること。

効果

- 再定義された国と地方の権限のあり方に基づいた、新たな役割分担や都道府県を越えた広域連携により、人口減少、大規模な自然災害、感染症等のリスクの低減が期待できる。

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

(1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 10 指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ 【農林水産省】

現状

- 本県は急傾斜地や中山間地域での小規模な生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取組みの拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなっている。
- 県内の指定産地数は、平成15年度の26産地から平成28年度には17産地と大幅に減少し、さらに、平成29年度には、さといもの産地では、共同出荷割合の要件を連続して下回り、事業の対象外となった。

提言

- 「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

効果

- 流通が多様化している現状を踏まえた制度に改めることによって、消費者への安定供給を図りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展につなげることができる。

提言 11 高機能素材を活用した産業創出への支援 【経済産業省】

現状

- 県内企業の参入を促進するため技術者の習熟レベルに応じた人材養成を継続していく必要がある。
- 特にセルロースナノファイバー（CNF）は、まだ高価格のため利用拡大によるさらなる低価格化が求められているほか、製品化・商品化には、規格の標準化が不可欠であり、木材由来のCNFだけでなく、本県独自の柑橘ナノファイバーなどの地域資源を原料としたCNFについても同様の取組みが必要である。
- 産学官が連携した研究開発を推進するためには、最新の研究機器の導入が不可欠である。

提言

- 県内企業の習熟レベルに応じた人材養成への支援の継続、柑橘など地域資源を原料としたCNFの標準化の推進、CNF研究に係る機器導入に対する助成強化を行い、CNF等高機能素材を活用した産業創出に対する支援を強化すること。

効果

- CNFや炭素繊維など高機能素材関連産業の創出が促進されることにより、国内経済の活性化につながる。
- 工業製品等への高機能素材の適用など社会実装化が進むことにより、軽量化が図られ、CO2削減等の地球温暖化防止の効果が期待される。

現状

- 中国では、『愛媛』が「美しい女性」を意味することもある。直近5年以内で、1類（化学品等）、3類（化粧品等）、12類（移動用装置等）、24類（タオル等）、25類（被服等）及び44類（医療設備等）で『愛媛』が登録されたほか、『愛媛』を含む3～4文字での登録は枚挙に暇がない。
- 食品分野では、県名（「愛媛」）を前面に出したPR活動を行うことから、対抗措置を採っており、平成30年には、29類（動物性食品等）で2件公告されたことから、それぞれ異議申立てを行い、令和元年に愛媛県の主張が認められたところ。
- そもそも、中国における商標制度において、公知の外国地名は出願が拒絶されるべきものであるにもかかわらず、方式審査・実体審査を経て公告されたことは、『愛媛』が公知の外国地名として認識されていないと懸念している。
- 特許庁の委託事業により、ジェットロ北京事務所及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」が設置され、現地法の専門家が個別相談に対応しており、ジェットロ北京事務所では、日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年に4回調査しているが、中国において公告された場合、3か月の異議申立期間内に対抗措置を採らなければ登録され、登録後に取消審判請求や無効宣告請求等を行う場合、費用や労力等の負担がかなり大きい。
- 異議申立等の手続を的確に行うために、個々の自治体が継続して情報収集することは困難であり、諸外国にジェットロ等の拠点を有する国において、2か月に1回程度、情報提供を行うことを求める。
- 中国で『愛媛/Ehime』を29類、31類（青果物等）・32類（清涼飲料水等）で登録、30類（植物性食品等）で出願したほか、国際的な商標問題に係る対応策の意識啓発等を行っている。

提言

- 主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。
- 広告や登録された場合に、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。

効果

- 地名の保護が図られ、地方におけるブランド戦略の推進に資する。

(2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

提言 13

企業の地方移転の促進に向けた対策の強化 【内閣府】

現状

- 東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。
- 国においては、地方拠点強化税制により、企業の地方移転を推進しているが、本社機能の移転はBCPの観点のみならず、経営合理化を図るために実施することが想定されることから、十分な効果を得るためには、雇用者数に関する要件緩和など、制度の見直しが必要である。
- コロナ禍を受け、都市部企業のオフィス分散化の動きが発現しており、地域経済活性化やSDGsの達成を目指す地方にとって、移転を働きかける好機。
- 社会情勢の変化に対応しながら、地方創生の取組を一層推進していくため、この機を捉え、東京一極集中を是正するための大胆な施策を、国の責務として立案、実行することが求められている。

提言

企業の地方移転の促進に向け、コロナ禍の影響や企業の意見を踏まえた総合的な方策を検討のうえ、対策を強化すること。

- 地方移転を促進するインセンティブの強化として東京一極集中の是正に向け、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する補助制度の創設など、企業の地方移転を促進するための十分な財政措置を講じること。
- また、地方拠点強化税制における雇用促進税制を受けるための要件として、法人全体の従業者数の増加を求めず、移転先の増加数により判断する制度とすること。
- 自治体によるサテライトオフィス誘致に向けた取組みを支援するため、地方創生テレワーク交付金の交付期間を延長すること。

効果

- 県内に都市部の企業の拠点が立地することは、雇用創出、関連産業への波及効果が期待され、取組みを推進し、企業の地方移転が実現することにより、若年層の大都市圏への流出防止、U I Jターン促進が図られる。

(3) 移住・定住の促進

提言 14

移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化 【総務省・内閣府】

現状

- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生の取組みの方向性を示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりやテレワークの普及など国民の意識・行動の変化を捉え、地方移住の動きを後押しするとされている。
- 本県においても、アフターコロナを見据え、令和2年3月に策定した「第2期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、テレワークやワーケーションなど働き方の変化による都市部から地方に仕事と生活の場を移す流れを加速させ、本県への若者世代の移住定住を促進することとしている。
- コロナ禍で顕在化した地方移住へのニーズをしっかりと受け止め、地方での豊かな暮らしの実現に向け、移住定住施策への手厚い支援、企業での多様な働き方の定着促進や、地域おこし協力隊制度の緩和と拡充など、東京一極集中是正に向けた大胆な施策を、国の責務として実行することが求められている。

提言

- コロナ禍で高まった移住機運やテレワークの進展を踏まえ、新たな価値観や生活様式への転換を促進し、地方移住を加速させること。
- 東京一極集中是正に向け、コロナ禍で高まった地方移住への関心を持続的な地方への大きな人の流れに繋げるため、移住希望者とのマッチングなど自治体が取組む移住定住対策への特別交付税措置（措置率・措置額）の拡充など十分な財政措置を講じること。
 - コロナ禍で普及したテレワークでの柔軟な働き方を定着させるよう、経済団体と連携した企業への働きかけ強化や企業と自治体とのマッチング支援の充実など都市部人材の地方回帰を強力に推進すること。
 - また、テレワーカーと地域が関わりを深める仕組みの構築など、地域課題解決の担い手となる関係人口の拡大に向けた予算措置を拡充すること。
 - 協力隊の定住促進に向け、任期満了後に担い手不足が深刻な一次産業への就業や、活動期間が1年未満での起業等も特別交付税措置の対象とすること。
 - また、起業や事業承継に要する経費への財政措置対象期間について、任期満了後2年以内も対象とする令和3年度の限定措置を継続すること。

効果

- 地方での移住定住の拡大に向けた取組促進により、若者世代や企業人材の地方回帰の流れの後押しとなるとともに、地方移住の裾野拡大に繋がる関係人口の拡大や地域課題解決に必要な専門知識や技能を有する外部人材の確保により、地域活性化が図られる。

(4) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 15

サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一 【国土交通省】

現状

- 本県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、しまなみ海道サイクリングロードを始めとした「愛媛マルゴト自転車道」28コースの整備を国・県・市町が連携して実施。
- 「愛媛マルゴト自転車道」では、車道の左側にブルーラインを整備し、サイクリングコースや目的地を明示している。
- ブルーラインは、本県のほか、広島県、高知県、和歌山県、富山県、京都府、岡山県、茨城県等においても整備を進めている。
- 四国一周1,000kmルートにおいて、四国4県及び四国地方整備局で連携し整備を進めている。

提言

- 国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。

効果

- わかりやすくサイクリングコースを明示することで、地図を持たなくても、目的地への到達が可能となる。
- 自転車に対する左側走行の喚起と自動車運転者に対する自転車への注意喚起が図られる。

参考1：ブルーラインの規格

- 幅：20cm
- 厚さ：1.5mm
- 色：青（マンセル値10B6/6）
- 材質：溶融式塗料
- 滑り抵抗値を75BPN以上確保（アスファルト舗装と同等以上の抵抗値）
- 路面標示ピクト（距離・方向を明示）を主要交差点及び1kmピッチで設置

・ブルーライン



・路面標示ピクト



現状

- 平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、国土交通省に設置された自転車活用推進本部において、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、14項目の基本方針に即した「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定されたことに伴い、本県でもこれまでの取組みを拡大、深化させるため、平成30年度末に「愛媛県自転車新文化推進計画」を策定したほか、令和元年11月には、しまなみ海道サイクリングロードが、世界に誇り得るナショナルサイクルルートとして国から第一次指定を受けた。
- 本県では、県内全域で自転車に親しむ「愛媛サイクリングの日」の創設をはじめ、子ども、女性、シニア等幅広い層に対し、サイクリング体験会等を開催するなど、自転車を活用した新たなライフスタイルを提案するとともに、四国各県及び国、民間企業等と連携した四国一周サイクリングの推進のほか、中国・九州地方の近隣県との広域連携にも取り組んでいる。

提言

- コロナ禍において自転車の利用価値が見直される中、自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設などの必要な措置を講じること。
- ナショナルサイクルルートの海外での認知度・ブランド力向上を図るため、観光庁や日本政府観光局（JNTO）等と連携を強化し、戦略的なマーケティング活動（プロモーションや情報発信等）による誘客促進に努めるとともに、各ルート発案による先進的な取組みについて全面的な支援策を講じること。
- 四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり1.5m運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。

効果

- 自転車をきっかけとした交流人口の拡大による地域活性化が図られる。
- 自転車が健康、生きがい、友情を育む、本県提唱の「自転車新文化」の推進が図られる。

参考：サイクリングによる広域連携の例

○四国一周サイクリングの推進

四国一周サイクリングルート（1,000km）を設定し、四国4県が一体となって四国一周サイクリングのブランド化に向けた取組みを実施

○愛媛県・広島県・島根県・鳥取県との広域連携

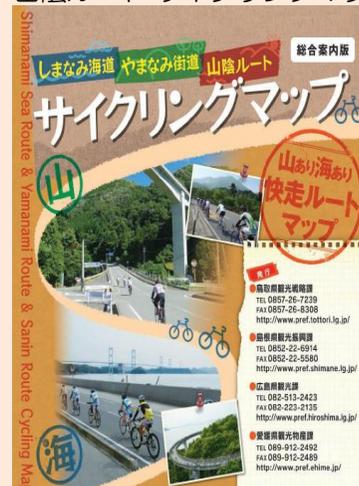
サイクリングを活用した広域連携事業として、各県が推奨するサイクリングルートを接続した広域ルートを設定

- 今治・道後はまかせ海道 [約52.1km]
今治から道後温泉を結ぶルート
- しまなみ海道サイクリングロード [約69.9km]
尾道と今治を結ぶ「サイクリストの聖地」
- やまなみ街道ルート [約187km]
日本海から瀬戸内海まで駆け抜けるルート
- 山陰ルート [約70km]
穴道湖温泉駅から大山を結ぶルート

四国一周サイクリングルートマップ



しまなみ海道・やまなみ街道・山陰ルート サイクリングマップ



提言 17

中小企業における障がい者アスリートの雇用促進

【内閣官房・文部科学省】

現状

- 東京2020パラリンピック競技大会に向け、本県ではパラスポーツコーディネーターを設置し、企業によるアスリート雇用に向けた活動を行っているが、地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にある。
- 特に、本県においては、平成29年に開催された第17回全国障害者スポーツ大会（えひめ大会）で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとすることなく継承、発展させていくことを目指しており、地域の実情に合った民間主導型の障がい者スポーツ支援が必要とされている。

提言

- 障がい者がアスリート活動に専念できる環境を整え、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図るため、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

効果

- 障がい者の社会参加の推進や社会における障がい者への理解の促進など、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与する。

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

(1) 子ども・子育て支援の充実

提言 18

地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置

【厚生労働省】

現状

- 子どもの医療費助成は、県による就学前の乳幼児医療費助成制度をベースに、各市町が独自の少子化対策として上乗せ助成を行っているものであり、県と市町とを合わせた助成により、中学校卒業まで、全市町で自己負担なしとなっているほか、一部の市町においては、高校卒業まで助成を広げている。

提言

- 地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。

効果

- 国が財源措置を行うことで事業が安定し、少子化対策が図られる。

(2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 19

学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実と補助単価の引上げ 【文部科学省】

現状

- 公立学校施設整備事業における長寿命化改良事業により、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げているが、補助対象は1校当たり7,000万円（小規模校は1,000万円）以上の全面的改修のほか、1校当たり3,000万円（小規模校は1,000万円）以上の予防的な外部改修等であり、計画的に実施される小規模な改修工事等は対象となっていないほか、高等学校は長寿命化改良事業の対象となっていない。
- 学校施設は地域住民の応急避難場所として大きな役割を果たすなど、その安全性の確保は極めて重要であるが、地震防災対策特別措置法改正法による財政支援の拡充もなく、経年劣化に伴い、新たに対策が必要となる箇所が増加しているなど、財源確保が課題となっている。
- 交付金の算定基礎となる補助単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているが、実際の工事に要する経費と補助単価に依然として乖離があり、実際の施設整備に見合う額が交付されておらず、自治体にとって、実質的な超過負担となっている。

提言

- 学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小中学校施設と同様に補助対象とすること。
- また、公立小・中学校等を含め、学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、補助要件を緩和し、計画的に実施される小規模な改修工事等も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。
- 実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう補助単価の引上げを図ること。

効果

- 地方自治体の負担軽減が図られることにより、長寿命化対策、非構造部材の耐震化等の公立学校の施設の安全性確保等に向けた整備が一層推進され、児童生徒、地域住民の安全・安心の確保につながる。

現状

- 本県では、加配制度を活用して、小学校4年生までの35人学級を完全実施しているが、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、新学習指導要領の円滑な実施も求められる中、学校現場においては実質的な定数の充実に求められている。
- また、コロナ対応や急進するICT教育への対応などにより、教員の業務負担は増大しており、支援スタッフの配置促進が必要である。
- 加えて、教員の長時間勤務の大きな要因の一つである部活動指導員について、部活動の地域移行や合同部活動など、部活動改革を着実に進めることが重要課題となっている。
- さらに、教員の多様な働き方を実現し、教職の魅力を向上するための一年単位の変形労働時間制の導入など、働き方改革を総合的に推進する必要がある。

提言

- 小学校での35人学級が段階的に実現するが、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、実質的な教職員定数の改善を図ること。
- スクール・サポート・スタッフや学習指導員、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。
- 本県独自に進めている高等学校の部活動指導員を国庫補助対象化するほか、部活動の地域移行等に関して高等学校を含めた支援を拡充すること。また、部活動の地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。
- 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

効果

- 公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

現状

- 令和3年度から「GIGAスクール構想」による1人1台端末の環境が整うが、端末整備後の保守管理及び更新時の多大な経費に関する財源確保が、自治体にとって大きな問題となっている。
- ICT機器などハード整備が進む一方、ソフト面での対応が課題となっており、本県では令和2年度に集中的なICT研修やICT教育推進ガイドラインの策定等に取り組んだところであるが、今後も教員のICT活用指導力の向上のほか、デジタル教科書の導入や授業等でのICT機器の活用を支援するICT支援員の配置拡充が喫緊の課題となっている。
- 加えて、教育データを効果的に利活用するためのオンライン学習システム（CBTシステム）の構築が求められており、国において全国展開を見据えた実証等に取り組むこととされている。

提言

- 「GIGAスクール構想」を持続可能なものとするため、通信費や保守管理経費等のランニングコストに対する財政支援や、今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、高等学校を含めた制度設計とすること。
- デジタル教科書の導入を促進するため、義務教育課程における全教科での無償供与を実現すること。
- ICTを活用した個別最適化された教育を推進するため、CBTシステムをスタンダードなものとした上で、本県独自システムのランニングコストに対する財政支援措置を講じること。
- 授業等でのICT機器の効果的な活用のため、GIGAスクールサポーターやICT支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。
- 教員のICT活用指導力を向上させるため、研修プログラムの策定等必要な支援を拡充すること。

効果

- ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備が一層、進捗する。
- 児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供が可能となる。

提言 22

きめ細かな不登校対策等に関する支援 【文部科学省】

現状

- 平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、学校以外の場での学習支援として、民間のフリースクールと連携した取組の必要性・重要性が高まっている。
- こうした中、経営基盤の脆弱な民間フリースクールの安定的な運営を確保することが課題であるほか、児童生徒の学校復帰、社会的自立のためには、個々の状況に応じた指導方法、支援形態等に多くの選択肢を設けることが肝要であり、1人1台端末によるICTの活用には大きな効果が期待される。
- また、いじめ問題がより複雑化する中、外部専門家を活用した第三者的立場からの調整、解決する取組の充実が一層、求められるが、同専門家に対する国庫補助は令和元年度で終了している。

提言

- 児童・生徒たちの多様な状況に応じたきめ細かな支援を行うためには、民間のフリースクールとの連携や、相互の協力・補完が極めて重要であることから、フリースクールの指導内容の充実と安定的な運営を図るため、補助制度を創設すること。
- 校内での個別指導やICTを活用したオンライン指導等、一人一人の状況に応じたきめ細かな不登校対策の推進が可能となるよう、多様な取組に対する補助制度を整備すること。
- 弁護士や警察OBなど、専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、外部専門家を活用することに対して財政支援を行うこと。

効果

- 関係機関と連携を図り、経済的な支援を行うことにより、不登校児童生徒にとって、学校以外の場における多様で適切な教育機会の確保・充実につながる。

提言 23

児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入 【厚生労働省】

現状

- 婦人相談所等におけるDV相談や児童相談所における児童虐待相談（特に面前DV）は、近年、高水準で推移しており、また、DV被害者が入所の半数以上を占めていることから、母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、入所世帯数は減少傾向にある。
- DV被害者等の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。

提言

- 福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与すること。

効果

- 相談から施設入所までのワンストップ化が図られ、相談窓口である児童相談所や婦人相談所等と施設が一体となった母子の保護及び自立支援が可能となる。
- 母子生活支援施設入所に至る多様なルートを確保することで、重大なDV事件や児童虐待事件の未然防止につながる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

提言 24

～西日本豪雨災害を踏まえて①～ 被災者生活再建支援制度の適用拡大 【内閣府】

現状

- ・ 本県では、被災者生活再建支援法が適用された、平成16年度に発生した風水害や西日本豪雨災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害に対し、県独自の制度で市町と連携して支援金を支給した。
- ・ 同一の災害による被害でも、自治体間で支援金の支給に関する不均衡があり、近年では、平成24年5月に茨城県及び栃木県、同年9月に埼玉県及び千葉県で、それぞれ竜巻による甚大な被害が発生したが、市町村境などで発生した被害では、市町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と支援対象とならない自治体が存在した。

提言

- ・ 「被災者生活再建支援制度」では、適用対象が中規模半壊以上に限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象を拡大すること。
- ・ 同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

効果

- ・ 大規模災害時に、支援対象の拡充及び自治体間での不均衡の是正がなされ、被災者の生活再建が一層促進される。

提言 25

～西日本豪雨災害を踏まえて②～ 店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化 【内閣府・消防庁】

現状

- ・ 店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金、信用保証などの各種支援制度や地震保険の適用に必要となっているにも関わらず、非住家については、被害認定に係る基準が定められていないため、判定に多大な時間と労力が必要となっている。

提言

- ・ 店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を明確にすること。

効果

- ・ 各種制度の早期適用が可能となり、店舗等の早期復興が図られる。

提言 26

～西日本豪雨災害を踏まえて③～

防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充

【内閣府・総務省・国土交通省】

現状

- 西日本豪雨災害においても、交通や通常の通信手段が途絶した場合などにおける災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備が不可欠と認識されたところ。さらに、南海トラフ地震対策を推進するうえで、山間部や島しょ部を多く抱える本県にとっては、多額の経費を要する市町の同報系防災行政無線のデジタル化（特別強化地域である宇和海沿岸5市町では宇和島市で未整備。県内全市町では整備済は14市町のみ。）や高機能化は喫緊の課題となっている。
- 刻々と変化する気象状況に対応して避難勧告等を発令する市町に、気象情報を様々な手段で分かりやすく提供していくことも課題となっている。

提言

- 防災情報の住民への確実な伝達や収集、国・県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システム整備や機能強化に係る財政措置を拡充すること。

効果

- 国が防災情報の収集伝達システム整備や機能強化に対する財政支援を拡充することで、防災情報の住民への確実な伝達や被害状況の把握、応急対策のための関係機関間の迅速・的確な連絡体制の構築が可能となり、多くの県民の生命を守ることができるとともに、減災効果も期待できる。

提言 27

離島航路に係る対象航路の拡大

【国土交通省】

現状

- 本県の島しょ部における離島航路については、地域の重要な生活航路であるにもかかわらず、他に代替手段のない唯一航路ではないことから国庫補助の対象外となっている航路があり、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。
- 人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、運航欠損が拡大する中、地元自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど地域住民の生活にも影響が出ている。

提言

- 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。

効果

- 地域の重要な生活航路について、離島航路に係る対象航路の要件を緩和し、国庫補助対象とすることで、海上交通を通学・通院等のために利用する交通弱者の足が安定して確保される。

現状

- ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度としてドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、格納庫の確保に係る費用については補助対象外経費とされている。
- 国はドクターヘリ導入促進事業について100%配分したとはいえ、補助金全体の交付率は73.7%に止まっており、ドクターヘリの運航費を確保するには、他の事業を削減し充当せざるを得ない状況。
- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、補助金総額が補助基準額を大幅に下回る状況が続いており、事業の縮小や中止、県費での補填を余儀なくされている。

提言

- 地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。
- 医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。
- 同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

効果

- 補助基準額に応じた予算額を確保することで、ドクターヘリ導入促進事業及びその他の事業について、地方に対する過重な負担の解消につながる。

提言 29

災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設

【厚生労働省】

現状

- 東日本大震災以降、DMAT及び医療救護班に対する期待・関心は高まってきているが、平成28年熊本地震では、発災直後から救護班の支援開始まで、DMATの活動が長期化したことや、橋梁や主要道路が損壊することにより、被災地外からの支援に混乱が生じるなど、DMATの拡充や地域バランスを考慮した体制整備が大きな課題となっている。
- 本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年3回の受講枠）や、県外での受講は受講者や所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況。
- また、日本DMATを保有する医療機関は、DPC制度（包括医療費支払制度）の加算項目の対象となっており、平時から携行機材の整備や研修・訓練の参加等に係る経常的な費用の負担軽減が図られているが、都道府県DMATを保有する医療機関は加算項目の対象外となっている。

提言

- 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。
- DPC制度（包括医療費支払制度）の地域医療指数の加算項目に、「都道府県が要請するDMATの保有」を加えること。

効果

- 都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施により、災害医療従事者等を確保し、大規模災害時の円滑な対応が可能となる。

提言 30

地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止

【厚生労働省】

現状

- 全国の自治体では、子育て家庭の経済的負担の軽減等を目的に、子どもの医療費の自己負担への補助や、社会的弱者のセーフティネットとして障がい者の医療費の自己負担への補助といった地方単独の医療費助成を実施している。
- 国は「安易な受療を招き、医療費を増加させる」として、全国で約410億円の国庫負担金等を減額調整している。（未就学児の医療費助成に係る減額調整措置（約75億円）については、平成30年度から解消）
- 地方が実施している医療費助成の取組みは、本来国策として行うべきものであり、国庫負担金等の減額調整措置は、国に代わって少子化対策等に取り組む地方の努力に反するものであり、財政運営の厳しい国保の財政安定化を阻害している。

提言

- 地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。

効果

- 国庫負担金の減額調整措置を全面的に廃止することで、全国で約410億円の地方負担が解消され国保の財政基盤強化につながる。

提言 31

届出による救急医療病床の設置 【厚生労働省】

現状

- 病床不足から入院を要する重症患者への救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難な事例が発生している。
- 救急医療に係る病床等については、厚生労働大臣の同意を得れば、病床過剰地域においても新たな病床を設置できる「特例病床制度」はあるが、大臣同意に時間を要することから支障を来している。
- 診療所の病床については、平成30年度より救急医療に係る病床を都道府県知事への届出により設置できるが、救急告示病院の病床については届出による設置（増床）はできない。

提言

- 病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

効果

- 厚生労働大臣の同意を廃止することで、救急医療を維持するために必要な病床を速やかに整備することができ、地域の実情に応じた救急医療提供体制の安定的な確保が可能となる。

提言 32

発達障がい早期支援体制の充実 【厚生労働省】

現状

- 発達障害者支援法において、市町村は、乳幼児健診等において児童の発達障がいの早期発見に十分留意する責務が課されている。
- しかし、法定の1歳半健診や3歳児健診のみではその発見が困難な場合もあること等から、5歳児においても健診や相談を行う動きが全国的に広がりを見せているが、財政支援策が講じられていないことから、一部の自治体にとどまっている。

提言

- 5歳児健診における発達障がいの発見に係る取組みの経費を国庫補助事業に位置付け、発達障がいの早期発見に係る取組みを強化すること。

効果

- 早期に適切な支援を受け周囲の環境が調整されることで、健全な自己肯定感の形成と二次障がいを防ぐ効果が期待される。
- 発達障がいの早期発見について一義的な責務を持つ市町村の取組みを支援することで、保護者が安心して子育てができる環境整備につながる。

現状

- 外国人介護人材の受入れは、経済連携協定（EPA）、「入管法に基づく在留資格『介護』」、「技能実習制度『介護職種』」に加え、平成31年4月に新たな在留資格「特定技能1号『介護職』」が追加されるなど、全国的に外国人介護人材の活用が進んでいる。
- 外国人介護人材の受入れに当たり、各種制度の趣旨に沿った適正な対応が必要であるが、不足する介護人材の確保に繋げるためにも、外国人介護人材を地方であっても確実に受け入れできる仕組みづくりや、受入れの拡充に向けて、各種制度の受入れ要件の緩和をはじめ、介護福祉士国家資格の取得促進や、日本語や介護技術習得等に対する環境整備を進めていく必要がある。

提言

- 外国人介護人材が都市部のみに一極集中しないよう、全国的に受入人数等を調整できる仕組みを構築すること。
- 経済連携協定（EPA）の各国の受入人数枠を拡大するとともに、東南アジア各国など受入対象国も拡大すること。
- 「技能実習生」や「1号特定技能外国人」が介護福祉士国家資格を取得するために必要となる実務者研修（450時間）の受講支援を行うこと。
- 外国人介護人材が国家資格を取得しやすくするため、国家試験において英語等での受験を可能とすること。
- 外国人介護人材が受入施設等で安心して研修等に専念できるよう、日本語や介護技術等の習得支援をはじめ、生活面での相談支援等のサポート体制の一層の充実を図ること。

効果

- 受入人材の都市部への偏在を防ぎ、各種制度による受入人数の拡大と、受入人材の資質向上を図ることにより、介護現場における介護サービスの向上と、本県における良質な介護人材の確保につながる。

現状

- 我が国では伊方発電所と同型の加圧水型原子炉の廃炉実績はなく、初めての経験となることから、様々な課題が出てくるおそれがある。
- 原発の廃炉・解体に伴い発生する廃棄物のうち9割以上は放射性物質を含まない一般の産業廃棄物であるが、原発から発生する廃棄物というだけで再利用や処分が困難となることが予想される。また、低レベル放射性廃棄物は、放射能レベルに応じて浅地中トレンチ処分、浅地中ピット処分、余裕深度処分を行うこととされているものの具体的な処分先が決まっていないなどの課題があり、円滑に廃炉が進まないおそれがある。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済MOX燃料を含めた使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動させることが必要となる。しかしながら、使用済燃料の保管については、各原発の使用済燃料プールが、数年で満杯になるものが多く、さらに、プールが満杯になっても持って行く所がないという、逼迫した状態である。これは、六ヶ所再処理工場が稼働していないこと、使用済MOX燃料の処理・処分の方策や高レベル放射性廃棄物の最終処分場がいまだに決まっていないことなどが原因である。

提言

- 安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方発電所において実施すること。
- 原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的にサポートすること。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、使用済MOX燃料の処理・処分の方策を早期に決定し、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。

効果

- 四国電力が設置している廃止措置研究に係る検討会に国が参画しているところであるが、より一層、国が積極的に関与することで加圧水型原子炉の廃炉技術が確立される。
- 原発の廃炉解体に伴い発生する廃棄物の処分先が決定されるとともに、使用済燃料の搬出・処理先等が整備されていくことにより、円滑な廃炉が進められる。

現状

- 海洋プラスチックごみや食品ロスは、近年、国際的に大きな環境問題とされ、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」においても削減目標が掲げられている。
- プラスチックごみによる海洋汚染は、水産業や観光業等にも深刻な影響を及ぼしており、国全体として、プラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を促進することが必要である。
- 現在、国会で審議されている「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」では、自治体における「プラスチック資源」一括回収制度の導入や事業者の使い捨てプラスチック製品削減の義務付けを図るなど、プラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減を国民運動として位置付けており、食品の生産、製造、販売、消費の各段階で主体的に取り組み、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。
- 同法は、自治体に対し、食品ロス削減推進計画の策定を求めており、市町においても、同計画を策定し、食品ロス削減を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

提言

- プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進等のほか、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に基づき自治体の更なるリサイクル促進を図るため、自治体に対し、リサイクルに係る恒久的な財源措置を講ずるとともに、再生プラスチックの市場拡大を図ること。
- 海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を行うとともに、さらなる効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみを補助対象とすること。
- 海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を講じること。
- 市町が行う食品ロス削減推進計画の策定や食品ロス実態調査への支援を強化すること。
- 食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制、消費者への普及啓発、学校等における食育の実施、フードバンク活動への支援等、食品ロス削減に向けた国民運動をさらに強化すること。

効果

- 県民、事業者、行政等、様々な主体が一体となり、地域全体で、資源の循環を促進し、資源消費を抑制することにより、環境の課題解決のみならず、経済・社会的課題も同時解決し、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会（地域循環共生圏）の形成につながる。

提言 36

複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可 【環境省】

現状

- 近年、複数の都道府県をまたがって事業活動を行う産業廃棄物収集運搬業者のために、許可申請書類の様式の全国統一化を求める動きがあるが、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業については、自治体ごとの許可を要することとなっていることから、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要し、事業者にとって事務手続や経費にかかる負担が大きい。
- 行政処分を行う場合、他の自治体の行政指導状況等も把握する必要があるが、情報収集が困難であり、効率的な事務手続となっていない。

提言

- 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。

効果

- 事業者にとって書類作成に係る業務負担及び経費（手数料）の削減を図ることができるとともに、自治体にとっても、事務負担の軽減を図ることができる。
- 廃棄物処理法違反の発覚時等において、国主導のスピーディーな対応が可能となる。

提言 37

土砂等の埋立て等に係る法制度の整備 【環境省・国土交通省】

現状

- 本県では、建設汚泥を「土砂」と称して不法投棄した事件を契機に、不適正な土砂等の埋立て等を規制するため「土砂条例」を平成12年に制定・公布している。近年の豪雨災害による土砂崩れや都市部から地方への無秩序な建設発生土の搬入等を踏まえ、同様の条例を制定しているのは、本県を含め21府県に上っている。
- 条例制定後も、県外からがれき類が混入した土砂等が持ち込まれた事案や、事前の届出と異なる土砂等が持ち込まれた蓋然性が高い事案が発生していることから、令和2年5月、不適正な埋立ての未然防止及び拡大防止を図るための規制の強化等を行う改正条例を施行。
- 地方自治法による条例罰則の上限規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が存在するため、抑止力が十分に発揮できていない。

提言

- 県域を越えて土砂等が移動し、埋立て等に使用されている場合、条例では土砂等のすり替え防止対策に限界があるため、次の内容を規定した土砂等の埋立て等の適正処理に関する法律を制定すること。
 - ① あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、土砂等を発生させた側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る土砂等の流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
 - ② 土砂等の搬入・埋立て等の行為については許可制度（更新制）を設け、安全確保のための許可基準を設定
 - ③ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）

効果

- 全国的に、土砂等の発生から埋立て等の一連の流れにおいて、適正処理を推進することが可能となる。

現状

- 土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壌汚染対策法（以下、法）第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壌汚染対策法施行規則（以下、規則）において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。
- 例えば土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで本県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合（法第4条第3項）は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。
- 規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壌汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。

提言

- 土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、事業（※）の実施に係る同意書等で代替可能とすること。
※支障事例が発生している事業として、土地改良事業、治山事業、林道事業等

効果

- 事業本体で徴収した同意書等を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壌汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。